

第 721 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 2 年 12 月 14 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
井門	明洋	委員
栗下	善行	委員
平	慶翔	委員
のがみ	純子	委員
早坂	義弘	委員
山本	憲幸	委員
小澤	さおり	委員
川西	博正	委員
加藤	英典	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	小菅 秀記
若年支援課長	濱村 竜一

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが報道関係者はおりません。傍聴人は 9 人となっております。それでは傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 18 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 では、ただ今から「第 721 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。それでは議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 11 月 9 日から 12 月 13 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすること、1 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

11 月 12 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書については 11 月 13 日に告示、優良映画については 11 月 17 日に公告いたしました。

また青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計 59 回開催いたしました。

また本日の審議会に先立ちまして、12 月 9 日に、出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。

意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し

勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の11月分の活動状況でございます。11月までに委嘱しております協力員は656名です。11月の活動者数は98名、調査店舗数は502店舗ございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず不健全図書として指定した図書類の区分陳列が適切になされていない店舗が1店舗ございました。

また表示図書類の区分陳列が適切に行われていない店舗が1店舗ございました。

類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が1店舗ございました。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入状況調査でございますが、協力員により、不健全図書に関する報告があった書店が1店舗ございました。資料に記載はございませんが、12月に立入調査を実施し、条例を順守するように指導をしております。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が4店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査は今月は実施してございません。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。

自動販売機立入調査につきましては、今月は実施をいたしてございません。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願ひいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って、ご説明いたします。

計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1148号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和2年10月22日から令和2年11月27日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計110誌のうちから、7ページ8ページに記載をしてございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「DAITO COMICS BLシリーズ『愛欲調教』」令和2年12月5日付で「株式会社 秋水社」より発行をされております。過去1年間の指定は2回です。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ、ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、12月9日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧くださいと存じます。

当日は 16 名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 8 名です。その主な内容は、「タイトルに『調教』とあり、目につきやすい。前半は薬物の使用、拘束、本人の意思に反する性行為など、人格否定要素が見受けられる。後半には擬音、精液描写が激しい性行為の描写が多い。性器は輪郭が分かるものもあるが、角度を付けたり、引きの絵で分かりづらくするなど、配慮がうかがえる部分もある。全編大部分とは言いがたいが、指定該当やむなし」などでございます。

「指定非該当」の方は 1 名で、その主な内容は、「器具の使用は気になるが、全編大部分というほどの卑わいな描写ではない。修整も配慮が見られるので許容範囲。指定非該当」などでございます。なお保留の方が 6 名、関連会社のため意見表明なしの方が 1 名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明についてご質問ございますか。特によろしければ、調査に入っ
ていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(図書審査)

○会長 それでは皆さま図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いして
まいります。ではまず、川西委員からお願いいたします。

○川西委員 全般的に性交シーンが多く、拘束、器具が使用されるシーンがあって人格否定が
見られる。また、体液表現が多く、性行為あるいは性交類似行為がリアルで、卑わい感が強
いと感じることから、指定該当と判断します。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に I 委員、お願いします。

○I 委員 「調教」という言葉から推察できるように、薬物や道具を使う、器具を使って人を
支配するような場面が多く見られます。こういうことは人格否定を認めません。また擬音そ
のほか体液描写も卑わいなものが多く、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次に E 委員、お願いいたします。

○E 委員 性器の修整はなされているものの、薬物や器具を使用し、人格を否定した性行為や
性描写があり、また擬音、体液の描写も非常に多いので、指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。次に G 委員、お願いいたします。

- G委員 大変卑わいなもので、青少年に見せるわけにはいかないと思いますので、区分陳列
でお願いします。
- 会長 ありがとうございます。では次に加藤英典委員、お願いいたします。
- 加藤(英)委員 全体的に性描写が多いということと、薬物や器具などの使用ということで、
人格否定的な面も見られますので、指定該当がふさわしいと思います。以上です。
- 会長 ありがとうございます。次にB委員、お願いいたします。
- B委員 指定該当がふさわしいと思います。性描写の頻度、体液描写の多さ、薬物の使用、
そういった点が問題だと思います。以上です。
- 会長 ありがとうございます。では次に新内委員、お願いいたします。
- 新内委員 指定該当でお願いしたいと思います。全般にわたって性交シーンが多いというこ
とと、人格否定的な表現も見受けられましたので、指定該当がふさわしいと思います。以上
です。
- 会長 ありがとうございます。それでは次にF委員、お願いいたします。
- F委員 全般にわたって、性交シーンが多いと感じました。擬音、体液表現が多く、激
しい描写がされております。調教とあるとおり、強制的なセックス描写で青少年向きとは思
いません。指定該当でお願いいたします。
- 会長 ありがとうございます。次にH委員、お願いいたします。
- H委員 指定該当と思います。以上です。
- 会長 ありがとうございます。ではC委員、お願いいたします。
- C委員 全般的にわたって性描写や危険行為が多く見られ、青少年に見せるべきではない内
容が多くございますので、指定該当でお願いいたします。以上です。
- 会長 ありがとうございます。次に小澤委員、お願いいたします。
- 小澤委員 指定該当でお願いいたします。本人の意思に反する行為ということで人格否定要
素が強く見受けられること、また擬音、体液描写等も強い卑わい感を感じますので、指定該
当でお願いいたします。
- 会長 ありがとうございます。では次にA委員、お願いいたします。
- A委員 成人向け図書だと思います。
- 会長 ありがとうございます。それでは次に高島委員、お願いいたします。
- 高島委員 指定該当でお願いしたいと思います。やはり「調教」というこの言葉のとおり、

人格否定的な内容だと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。その次に山本委員、お願いいたします。

○山本委員 全体的に強制的な性行為が続いていること。また薬物や器具の使用もあること。擬音、体液描写も多いということで、青少年の健全な育成を阻害するものと考えますので、指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。次にD委員、お願いいたします。

○D委員 この本は、帯が付いていますでしょう。本の下の方に巻いてあるその中に「この作品はアダルトな表現を含みます。18歳以上の方に推奨します」というのが小さく書かれています。「18歳以上の方に推奨します」という帯に付けられているのに、成人図書、18禁にはなっていません。本の帯に表現がこういうかたちで付いてるということは、つまり青少年にはやはりふさわしくないと取れると思います。読めば分かりますけども、人格を否定したり、薬物使ったり、まあ擬音体液の部分も含めてですね。描写はやはり多いんですね。ただ、「打合せ会」で、半分ぐらいがこれを指定該当ではないとしているのは、やはり作者がその、性交シーンはあるんですけども、なるべく局部とかそういう性交をぼかす配慮をしているということとも言えると思うんですね。また全体のストーリーとかは考えられてると思います。やはり帯にこのような指摘がなされている以上は、成人図書にすべきなんじゃないかと思います。以上から、区分陳列の対象だと判断いたします。

○会長 ありがとうございます。では次にJ委員、お願いいたします。

○J委員 私も指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 ありがとうございます。最後に会長代理、お願いいたします。

○会長代理 本人の意思に反する性行為、それから精液などを含めた激しい性行為の描写ということで、指定該当でお願いしたいと思います、これは先ほどD委員からもお話ありましたが、帯に「アダルトな表現を含みます」と書いてあります。「打合せ会」の意見を見ますと、それが自主的ゾーニングだから考慮に値するというふうな、そんな意見もありますが、これはもう条例に抵触するものだと思います。

○会長 ありがとうございます。ではあとは私からですが、私も「調教」という表現に表されているように、かなり一方的、強制的な性行為、それを薬物を使ったり器具を使ったりということで表現されているように思います。青少年に見せてはいけない図書だと思います。区分陳列でお願いしたいと思います。

では以上で皆さまのご意見を伺いましたので、全員指定該当でということで答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは1誌指定ということで、答申いたします。

では事務局からほかに連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 11ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申出の11月処理分でございます。メールによるものが1件ございました。内容として、不健全図書類の指定に関するもので「市販されている漫画で、深夜アニメやPG12指定の映画にもなっている作品に、女性や子供が惨殺されたり、人肉を食むなどの描写があり、判断力のない若年層の模倣による残虐事件につながらないだろうか心配になる」という内容の申出でございました。

事務局において当該図書類を確認したところ、一家が惨殺される場面や首を切られる場面、戦闘場面等があるものの、これまでの指定図書類と比較して甚だしく残虐性を助長するものとは言えないため、条例施行規則第15条第1項の指定基準に該当するものとは言えず、不健全図書類として諮問するには至らないものと判断をいたしました。

ご意見ご質問等がございましたらお伺いしたいと存じます。いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。都民の申出は以上でございます。

なお次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 本日の調査・審議事項全体について何か質問等がございますか。

○D委員 一つだけ。再来年の4月から、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、民法が改正になって、18歳が成人になるんですね。2022年の4月1日からの施行なんですけど、もちろん選挙権とか契約とか、そういうのは大人の扱いになって、18歳からが大人になるんですけども、飲酒とか喫煙とかギャンブルは今まで通りなんですよ、つまり20歳から。で、18歳で成人にしながら今まで通りの制限、制約が保持される。その中でちょっと私、気になったのは、出版界ではすでにこの18禁というのは、このコミック本なんかにあるんですけども、他にも成人図書とか成年コミックという表示があるんですね。これはどう考えたらいのかっていうんで、業界なんかでちょっと問題になったりするんですけども、私は18歳というので妥当だろうということで考えてはいるんですけども、これに関しての政府なりの

見解は、まだこういう出版物とか映画なんかには出されてないと思うんですね。ところが飲酒、喫煙、ギャンブルに関しては、もうこれは18歳じゃなくて、20歳だということで今まで通りを維持するということできているんですね。だからその辺のことを考えますと、18歳と20歳という年齢差を考えると、今後どういうふうにならぬ業界で取っていったらいいのだろうか、その辺については業界の中でまた審議したり意見交換したりすることになるとは思いますけども、東京都のほうにはそういうかたちでの何らかの行政からの意向みたいなものは入っているのでしょうか。

○会長 事務局で何かございましたらお願いします。

○若年支援課長 青少年という位置付けですけれども、青少年健全育成条例では「18歳未満の者をいう」ということになっておりまして、これについて国のほうからの話というのは現在のところございません。

○会長 よろしいでしょうか。

○D委員 ご存知だと思いますが、世界の潮流からしますと、もう18歳が大体成人、先進国なんかほとんどの国がもう18歳なんですよね。一部20歳とか21歳とかありますけども。そういう中で日本がやはり飲酒とか喫煙とかギャンブル等をやはり20歳以上にする、しているというのは、これは国の政策、行政の意図はあると、考えられます。

その性表現に関する18歳と20歳の考え方っていうのに関しては、ご異論がある方もいらっしゃると思いますけども、一応これからまた業界内で審議した上で、決まりましたらお伝えしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。この件よろしいですね。東京都の青少年健全育成条例においては、18歳未満を対象に不健全図書は販売できないという、区分陳列にするということになっていますので、直ちに何らかの影響を受けるものではないと考えられると思っています。

ほかに何かございますか。

それでは以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都

青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

告示予定日は令和2年12月18日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和2年12月17日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします、令和3年1月12日火曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。この1年間いろいろとご議論をいただきましてありがとうございました。明年がコロナウイルスが何とか拡大が収まりながら迎えられる年になってくれればいいと思います。また明年もよろしく願いたします。ありがとうございました。

午後4時15分閉会